

三次市協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市と市民との協働のまちづくりを推進するため、三次市まち・ゆめ基本条例（平成18年三次市条例第1号）第6条に規定するまちづくりの目標の実現をめざし、市民が自主的かつ主体的に行う地域の課題解決や魅力向上につながる活動を支援するため、三次市協働のまちづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この告示において、補助金の対象となる団体は、前条の趣旨に沿った事業を行う団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表第1に掲げる住民自治組織
- (2) 市内を主たる活動拠点とした法人格を有する団体
- (3) 過半数が市民で構成された任意の団体で所在地が市内にあり、規約、会則その他の定めにより運営されている団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象団体としないものとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党その他政治団体を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にある団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 政治的又は宗教的な活動目的で実施される事業

- (2) 個人又は特定企業の営利目的で実施される事業
- (3) 市の補助金等の交付を受ける事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象年度（4月1日から翌年の3月31日まで）において、別表第2に掲げる額とする。

2 補助の対象となる経費は、別表第2に掲げる事業に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げるものについては補助の対象となる経費としない。

- (1) 団体の構成員に対する賃金、各手当、報償費等
- (2) 食糧費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市協働のまちづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して、三次市協働のまちづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
(補助対象事業の変更)

第7条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ三次市協働のまちづくり支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に次掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（変更）（様式第6号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の三次市協働のまちづくり支援事業補助金変更承認申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、

申請者に対して、三次市協働のまちづくり支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、第6条に規定する交付決定後に申請を取り下げるときは、三次市協働のまちづくり支援事業補助金取下届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の三次市協働のまちづくり支援事業補助金取下届出書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、三次市協働のまちづくり支援事業補助金交付取消通知書（様式第9号）を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による取消しをしたときは、第6条の規定による当該事業の補助金の交付決定は、その効力を失う。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業完了後、速やかに、三次市協働のまちづくり支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 事業内容が確認できる書類
- (4) 領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第10条 市長は、前条の実績報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市協働のまちづくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた申請者が補助金の請求をしようとするときは、三次市協働のまちづくり支援事業補助金交付請求書（様

式第14号)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金は概算払による交付ができるものとし、申請者は、三次市協働のまちづくり支援事業補助金概算払請求書(様式第15号)により、その請求を行うものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 補助金交付の要件に違反した場合
- (2) 不正な手段により補助金を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為があった場合

- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市協働のまちづくり支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により補助金の交付取消しの通知をするものとする。

(関係書類の保管)

第13条 申請者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度における事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効後の経過措置)

- 3 第12条及び第13条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の三次市協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

組織名
河内まちづくり連合会
三次地区自治会連合会
栗屋町づくり協議会
川地連合自治会
青河自治振興会
十日市自治連合会
酒屋地区自治会連合会
八次地区連合自治会
和田自治連合会
神杉地区自治会連合会
田幸地区町内会連合会
川西自治連合会
君田自治区連合会
布野町まちづくり連合会
一般社団法人作木町自治連合会
吉舎町自治振興連合会
三良坂町自治振興区連絡協議会
三和町自治連合会
甲奴町振興協議会連合会

別表第 2 (第 3 条, 第 4 条関係)

補助対象事業	内容	補助対象団体	補助上限額及び補助率 (補助金の額に千円未満の額が生じるときは, これを切り捨てる。)
協働のまちづくり支援事業	地域が抱える課題の解決や元気な地域づくりを目指した新たな取組で, 地域に広く利益をもたらすことが期待できる活動であること。	別表第 1 に掲げる住民自治組織	上限額 : 200 万円 補助率 : 2 / 3
		1 市内を主たる活動拠点とした法人格を有する団体 2 過半数が市民で構成された団体で所在地が市内にあり, 規約, 会則その他の定めにより運営されている団体	上限額 : 50 万円 補助率 : 2 / 3